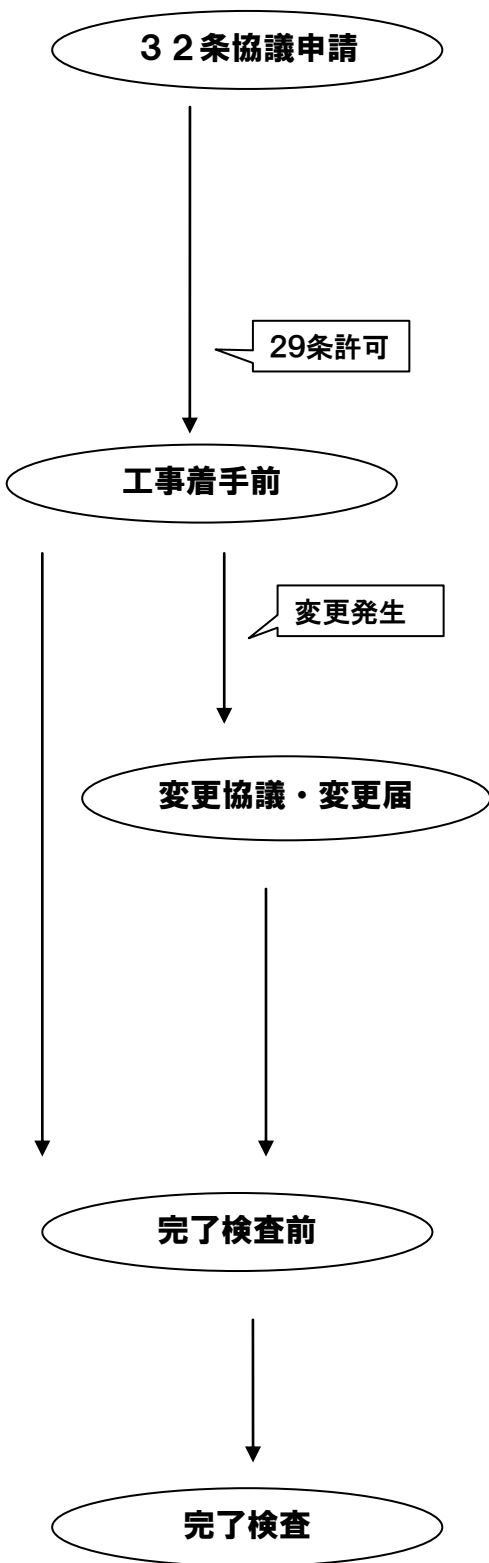


下水道維持課 開発協議フロー&チェック表

下水道維持課 TEL 043-245-5447 担当 ()



32条協議申請

- 事前審査の回答後、下水道維持課で担当者を確認
 - 指導内容を確認の上、担当者と打合せ
 - 記載方法等を確認の上、協議申請書の提出
 - ※申請書受理から事務処理に2週間程度かかります
 - 協議書を取り交わし、同意書を受け取る
- (平成 年 月 日付 千建下維第 号)

このときに協議済印を土地利用計画図・排水計画平面図・公共施設の管理者に関する事項に押印するので用意すること

工事着手前

- 既存道路部の道路占用許可
(許可番号:)
- 下水道法 16 条(24 条)接続申請の承認(許可)(☆)
(承認・許可番号:)
- ※どちらも申請から承認(許可)まで2週間程度かかります

変更協議・変更届

- 変更内容について担当者と打合せ
※変更の内容によって提出書類が異なります
- 【通常の変更】
 - 【都市計画法第 32 条の規定に基づく協議の変更申請書】
添付: 変更協議申請図書一式
- 【軽微な場合】
 - 【都市計画法第 32 条の規定に基づく協議変更届】
添付: 変更理由書・変更図書の変更前一式・変更後一式

完了検査前

- ※完了検査の1~2週間前までに下記の項目を完了すること
- 道路占用の完了届を道路管理者に提出
- 雨水流出抑制施設の完成写真の提出
- 下水道法 16 条(24 条)の完成届の提出(☆)
- 管理引継書の提出(☆)
- 水路境界の手続き(☆)
- 用地帰属申請書の提出(☆)
- 【中間検査をする場合(☆)】
 - 検査1週間前までに施工写真・出来形図を提出

(☆)は不要な場合がありますので、担当者に確認してください。

指導要綱の場合は「32条」を「宅地開発指導要綱」と読み替えてください。

上記のほかに必要な手続きがある場合があります。